

# 「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」の一部改正（案）の概要

## 1. 条例改正の背景・理由

- 近年、SNSの普及に伴い、インターネット上の誹謗中傷や不当な差別的言動等が後を絶たず、大きな社会問題となっています。
- 府では、インターネット上の誹謗中傷等の人権侵害を防止するため、相談や啓発などの施策を進めてきました。
- 令和4年4月には、府民の誰もが加害者にも被害者にもならないよう、府の施策の基本的事項を定めた「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」が議員提案により制定されました。
- 同条例の附則の規定に基づき、令和4年5月に「大阪府インターネット上の人権侵害の解消に関する有識者会議」を設置し、令和5年3月に実効性のある施策について意見をとりまとめました。
- 府では、教育・啓発活動の一層の推進を図ることや、インターネット上のトラブルや悩みを広く受け取ることができる相談窓口の設置のほか、不当な差別的言動等に対するプロバイダ事業者等への削除要請の拡充など、インターネット上の人権侵害解消に向けた実効性のある施策を実施することとしました。
- 今般、有識者会議の意見を踏まえ、不当な差別的言動等に対する削除要請等の拡充や行為者への助言・説示を実施するに当たって、その根拠を明確にするため、同条例の一部を改正するものです。

## 2. 条例改正案の概要

項目	規定の概要
(1)プロバイダ事業者等への削除要請等を規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>○不当な差別的言動等に対するプロバイダ事業者等や国への削除要請等について、現在行っている同和問題やヘイトスピーチに関するものに加え、他の人権課題（障がい、疾病等）に関する不当な差別的言動等に対しても実施します。</li> <li>○削除要請等の実施に当たっては、被害者が削除要請を行っても情報の削除や流通の防止等の措置がなされず、府に対応を求める場合であって、その情報が明らかに不当な差別的言動等であると認められるときなど、必要に応じて行います。</li> </ul>
(2)行為者への助言・説示を規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>○上記削除要請等を行ってもなお情報の削除等がなされず、被害者が府に対応を求める場合であって、当該不当な差別的言動等により被害を発生させた者が明らかであると認められるときなど、必要に応じて、当該行為者に対して、情報の削除に向けた助言・説示を実施します。</li> </ul>
(3)審議会への諮問を規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>○審議会へ以下の事項について、意見・見解を求めます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記削除要請等や助言・説示などを行うにあたって、客観性、公正・中立性を確保する必要があることから、削除要請等や助言・説示を行うにあたっての基本的な考え方</li> <li>・人権侵害事象の解消に向けてより効果的な取組みを進めるため、インターネット上の人権侵害の解消推進施策の検証、新たな取組の検討</li> <li>・社会的影響が大きい事案が生じた場合の、被害拡大防止等に向けた府民等への啓発や適切な被害者支援等の府としての対応のあり方</li> </ul> </li> </ul>
(4)不当な差別的言動等の定義を規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>○府が実施する削除要請等や助言・説示の対象となる不当な差別的言動等の定義を規定します。</li> <li>○規定にあたっては、憲法第14条や本府人権尊重の社会づくり条例前文等の規定を参考に規定します。</li> </ul>
(5)事業者の責務を規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>○インターネット上の人権侵害への対応は、事業者の理解と協力が不可欠であるため、事業者の責務を規定します。</li> </ul>